様式１

整理番号	港湾一条申ー１

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）（06-6571-1966、06-6571-1745） 海務課（埠頭）（06-6572-4033） 工務課（環境保全）（06-6615-7800）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	港湾施設の使用許可
概　要	港湾施設のうち岸壁（桟橋を含む。）、係船浮標、ドルフィン、コンテナ搬送用台車置場、荷役機械、荷さばき地、上屋、コンテナ用電源設備、荷さばき施設附設事務所、旅客乗降用渡橋、木材整理場、貯炭場、船舶給水施設、有料浮桟橋及び有料廃棄物埋立護岸の使用については、大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、市長の許可を必要とします。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例（昭和39年4月1日 条例第76号）第4条第1項、第5条第2項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年3月30日規則第79号）第5条第1項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 （１）港湾施設の使用にあたっては、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること （２）港湾施設において次の各号に掲げる物を取り扱わないこと ①爆発物又は燃焼しやすい物 ○「爆発物又は燃焼しやすい物」とは、主に、港則法施行規則第12条により引用する危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条第1号に定める危険物（火薬類、高圧ガス、腐しょく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質類）をいいます。 ②特に危険性が高い感染症を伝播するおそれのある物 ○「特に危険性が高い感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、及び新感染症をいいます。 ③他の物を汚損し又はき損するおそれのある物 ○「汚損又はき損」とは、物理的に物をよごしたり、傷つけたり、破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ④損傷し又は腐敗しやすい物 ○「損傷」とは、物理的に物が傷ついたり、こわれたりすることのほか、物がその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ⑤前各号に掲げる物のほか、市長が管理運営上支障があると認める物 （３）港湾施設において、貨物その他の物件を放置しないこと （４）岸壁（桟橋を含む）、係船浮標、ドルフィンを使用する者に係る船舶が次の各号のいずれかに該当しないこと ①国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)その他の法令の規定又はこれらに基づく命令により、当該船舶の港湾への入港若しくは港湾施設の使用が禁止され、又は当該船舶を港湾から退去させることとされているとき。 ②船舶安全法(昭和8年法律第11号)、船員法(昭和22年法律第100号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)の規定により、当該船舶に対し、航行の停止、技術基準の適合等の措置が命ぜられている場合であって、当該命令に基づく改善措置を行っていないため、当該船舶が港湾施設を使用することにより、港湾施設の管理に支障が生ずるおそれがあると認めるとき。 ③船舶油濁損害賠償保障法(昭和50年法律第95号)の規定により、当該船舶の港湾への入港若しくは港湾からの出港、又は係留施設の使用が禁止されているとき。 ④前３号に定める場合のほか、当該船舶に対し、航行の停止、航行の差止め、港湾からの出港の禁止、船舶の移動その他これらに類する措置が法令の規定により命ぜられているとき。 （５）照明設備のない岸壁を夜間（日没から日出までの間）に使用する場合においては、利用形態、作業形態等に応じた適切な照明設備を確保していること （６）青果物上屋の使用にあたっては、くんじょう庫単位であること ○「くんじょう庫単位」とは、個別にくんじょうが行える面積をいいます。 （７）暴力団の利益にならないこと ○「暴力団の利益になる使用」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体が、公の施設について、暴力団員等の出所祝い、組長等の襲名披露パーティなど暴力団の勢力の誇示、資金の獲得等を目的とする組織的な行為を行うことをいいます。 （８）管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者等の生命、身体の保護をはじめ、　施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 （９）その他市長が不適切と認める事由がないこと ◎上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日又は2日 荷さばき地、上屋又は荷さばき施設附設事務所の新規一般許可並びに荷役機械、荷さばき地、上屋、荷さばき施設附設事務所及び有料廃棄物埋立護岸の専用使用許可は40日 貯炭場の使用許可は40日 木材整理場の使用許可は7日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務、埠頭）、工務課（環境保全）
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする施設を所管する担当へ提出してください。ただし、船舶給水施設については、電話等口頭により申請を行うことができます。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務、埠頭）、工務課（環境保全）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3036-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備　考	